

令和 7 年つくば市議会定例会令和 8 年 2 月定例会議
請 願 文 書 表 (その 2)

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	請願 要旨	紹介議員 氏 名	付 託 委員会
請願 7 第 6 号 ー 2	2・10	【請願権の尊重】 ・【法令遵守の徹底】・【業務上の 虚偽の排除】を求 める請願	茨城県牛久市■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■ ■■	別紙	酒井 泉	請願審査 特別委員 会（請願 事項 2 及 び 3）



7 6 号 - 2

令和8年2月10日

つくば市議会議長 黒田 健祐 殿

【請願権の尊重】・【法令遵守の徹底】・【業務上の虚偽の排除】を求める請願

請願者

住 所 茨城県牛久市

氏 名

連絡先

紹介議員

酒井 泉

1. 請願権の尊重

日本国憲法第16条で保障され、基本的人権のひとつである請願権が、つくば市でも、国・都道府県・他市区町村と同じく、最大限尊重されることを要望する。

⇒つくば市議会として、請願権の尊重を宣言する声明をお願いします。

2. 法令遵守の徹底

行政機関である、つくば市役所において、その職員が法令遵守することは、日本国憲法・地方自治法・地方公務員法¹を引くまでもなく、当然のことである。

しかし、無免許運転職員・窃盗犯職員・生活保護の不正を指示した管理職等の具体例を挙げるまでもなく、つくば市では残念ながらその意識が浸透できていない現状がある。

⇒つくば市議会として、つくば市役所に対して、法令遵守の徹底を求める意見書をお願いします。

3. 業務上の虚偽の排除

2と同じく、地方公務員法第33条・市職員懲戒処分指針等を引くまでもなく、公務員である、つくば市職員が業務上虚偽を用いるようなことは本来あってはならないはずである。

しかし残念ながら、茨城県による生活保護法施行事務監査で虚偽報告を指示した管理職や、その指示に従い虚偽公文書を作成し監査当日に口頭で虚偽説明をした職員、さらには存在しない規則が存在すると言ってしまう議会局職員がいるのが今のつくば市役所である。「自ら考え行動できる主体的な職員」も、そのベクトルを誤っては、市民の益にはなりえない。

⇒つくば市議会として、つくば市役所に対して、業務上の虚偽の徹底排除を求める意見書をお願いします。

¹ 具体的に述べるなら、以下のようなものがある；

憲法15条2項「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」

地方自治法第1条の2第1項「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」

同法第2条第2項「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」同条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」

地方公務員法第30条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

同法第32条「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

(請願に至った背景)

まず初めにこのような請願を出さざるを得なくなってしまったこと、私自身も誠に遺憾であり、皆様にお詫びしたい。しかし、それほど現状であるということもどうかご理解いただきたい。

さて、全ての事の発端は、つくば市福祉部における生活保護業務の不正問題(労務管理上の問題も含む)である。部内での自浄作用は皆無、総務部管轄の公益通報も機能不全、その結果現在審査中のものを合わせ計4回の請願²が出ていることは、市民の広く知るところである。

その請願の内容に関する審査は請願審査特別委員会に委ねるとして、本請願はその「請願」としての、形式的な部分での取り扱われ方について、その問題点を提起すると共に、その是正改善を強く要求するものである。(よって、請願7第5号とは分離・独立して扱われるようお願いする。)

具体的には次のような問題点がある;

A) 1字の誤字を「歴史的汚点」と呼ぶ

請願6第9号の請願審査特別委員会(令和7年3月17日)において、ある委員が請願中の誤字1字を殊更大袈裟に取り上げ、審議中断までし、「正しい日本語」ではないから、「歴史的な汚点」になる、と評した³。

請願の採択・不採択を決める市議会議員からの、公開の場における、このような揚げ足取りの行き過ぎた発言は、基本的人権である請願権に対する弾圧ともなり得、萎縮効果を生む。言論の自由としての側面も持つ請願に対する弾圧は、近代国家では許されないはずである。民主主義の根幹をも揺るがしかねない暴挙とも言える。

なお、同委員に対し誤字の謝罪と評価への抗議もしたが、無視されたままである。また、同委員は同委員会中その他本質的議論には参加していなかったことも申し添えておく。

B) 秘密会部分だけ欠席した委員がいる

請願6第9号の請願審査特別委員会(令和6年12月18日)において、請願者が公益通報者であることを理由に、請願者の発言部分が秘密会扱いとされたが、非公開を良いことにその秘密会部分だけを欠席した委員がいる。

秘密会との委員会決定⁴を尊重するためここでその委員を名指しすることは避けるが、同委員は請願者の訴えを聞かないまま、不採択(或いは本人の言を借りるならば「没」)に一票入れている。結論ありきだった、と感じざるを得ず、非常に残念である。

請願とは一般人にとっては一世一代の大事である。そこまでして訴えなければならない思いを持っているから請願になる。もちろん、各議員にそれぞれの政治信条があることは理解するから、結論に文句はない。しかし初めから聞いてすらもらえなかったら。市民の声を聞いてくれない議員、市民と対話をする気がない議員がつくば市にはまだいることがとても悲しい。ここでも請願が形骸化してしまっている現状が如実に表れている。

C) 請願7第4号以降(特に請願7第5号)の黒塗りが行き過ぎている

請願7第4号と請願7第5号を読み比べていただきたい。まず最初に気が付くのが後者の黒塗り(非公開部分)の多さではないか。

² 請願6第5号。請願6第9号。請願7第4号。請願7第5号。

³ 誤字については反省している。ここで改めて謝罪したい。だが果たして「歴史的な汚点」かは疑問を禁じ得ない。なお、この発言を受けて陳情も出ている;つくば市生活保護行政が日本国にとって真の「歴史的な汚点」とならないための陳情(陳情6第16号)

⁴ 請願者としては「市民へちゃんと訴えたい」との気持ちがあったし、それをきちんと委員長にも伝えていたが、公益通報者保護が優先された。保護される権利を放棄しても「届けたい」と訴えた通報者の思いと、通報者を保護する義務を負った行政、どちらがより優先されるべきかは、別途慎重かつ多角的な議論が必要だろう。通報者保護が他の面でも徹底できていれば、秘密会の配慮も理解できたが、公益通報制度そのものに多くの問題を抱え、公益通報が「逆ハラスメント」と呼ばれてしまうつくば市では、秘密会にする他の意図(市執行部側のメリット)があったと強く疑わざるを得ない。法で保護されるのはどこまでも通報者である。

また公益通報者保護の観点からではなく、「公益通報者だから誰のどんな個人情報を話すかわからない」との趣旨で反対した委員もいたが、そのような認識は公益通報者に対する不必要かつ不名誉なレッテル貼りであり、公益通報者への偏見を助長し、将来的通報への萎縮効果を生むため、今後公の場でそのような発言は控えていただけるようお願いしたい。

問題の是正のために公益通報をしたのに、問題は放置されたまま、まさか問題の隠蔽に寄与させられた(秘密会)。いくら抗議しても足りない。公益通報とは、「公益」のためになされるのだ、という制度趣旨の原点に立ち返っていただきたい。

市議会議員の名前が消されていることに驚いていたら⁵、なんと市長の名前まで黒塗りされている。公人も公人ではないか！書かれている内容も、別にホテルで二人きりで打ち合わせしたときの会話とかではなく、議会議場での討論内容や記者会見での発言であり、つくば市民のみならず全人類が知(り得)る内容である。

(請願7第5号 12 頁(脚注 49)で、「前市長時代に適正だったとされた事務が現市長に交代した頃から不適正になった」と読める記述があるからだろうか、と勘繰ってしまうが、実際の理由は何だったのだろうか。私には他の意図は汲めなかった。)

議会局職員に経緯を確認した⁶ところ、「令和7年9月に黒塗りの基準が変わったため」との説明を受けた。

その説明を受けて、行政文書開示請求を行ったところ、まさか不開示決定⁷となり、その理由は「該当する文書は作成していないため」とあった。

なお、同開示請求において、「請願の黒塗り(公開・非公開)基準を規定している文書(法令条例規則内規等全てを含む)」も併せて開示請求したが、こちらも同じく「該当する文書は作成していないため(法令条例規則内規等全てを含む)」との回答であった。

しかし、つくば市ホームページ(HP)を見ていただきたい⁸;

請願の案内 > 請願の趣旨・内容の記載について > 1請願書(必須) の中に
・請願書の内容は、HP 等で以下のとおり公表されます。とあり、その下に
公表事項 と 非公表事項 が一覧表で示されている。

非公表事項は以下5項目である; ①請願者氏名(団体の場合は代表者名) ②請願者住所(団体の場合は所在地)のうち、行政区以降 ③請願者印影 ④請願者連絡先(電話番号・電子メールアドレス) ⑤その他公表すべきでないと議長が判断する事項

市公式 HP は行政文書に含まれないのか。市が「作成していない」としたら誰が市公式 HP を作成しているのか。法令規則等全ての文書がないなら市 HP の根拠は何か、等々疑問は尽きないが(ここでの議会局職員の虚偽説明も請願事項2・3にもつながっている。詳しくは後述する。)、審査請求で争うべきものと考え、ここでは深堀りしない。

ここで問題にするのは、一切の明文化された基準がない中、議長判断で自由に非公表にできてしまうこと、について。議長のその無双状態或いは過度の権力が、請願7第5号では、請願者の意図する内容まで歪め隠してしまうという事態を招いてしまった。

私は何も「請願はすべてありのまま公表しなければならない!」と訴えているわけではない。「公序良俗に反する」等、社会通念上許容すべき一定の非公開基準は必要と考えるし、議長に一定の裁量が必要であることも理解する。だからこそ、何人にもわかるような、明文化された基準を求めているし、それこそが法治国家の在り方だと信じている。

以上が、特に請願事項1の背景である。

繰り返しになるが、請願権とは、言論の自由として、そして参政権として、今なお重要な意味を持つ、基本的人権のひとつである。つくば市が真に、市民と対話し、市民が幸せに安心して暮らせるまちを、市民とともに創っていけるようになるためにも、つくば市議会として請願権の尊重を改めて誓っていただきたいと心から願っている。

⁵ 請願7第4号では、市議会議員の名前は黒塗りとなっていない。もちろん市長の名前も、である(ただし4号には前市長は登場していない)。

⁶ 本請願中における市執行部側職員の発言については、確かな証拠のあるものであるため、言った言わないの議論は遠慮していただきたい。必要であれば、現在つくば市役所では「通話を録音させていただきます」とアナウンスしているので、市で保管している録音の方で確認をお願いしたい。

⁷ 令和8年(2026年)1月13日付け7つくば議第454号行政文書不開示決定通知書(つくば市議会総長名での発出)。

ちなみに、開示請求内容は「請願黒塗りの基準が今年9月から変わったことがわかる法令等の文書(内規や庁内コミュニケーションツール、さらには議員とのコミュニケーションツール等のやり取りなど全て含む)」であった。それに対して、作成されていないという文書は「内規やコミュニケーションツール、更には議員とのコミュニケーションツール等のやり取りなど全て含む」とのこと。

⁸ ホーム>組織から探す>議会局議会総務課>業務案内>つくば市議会>請願・陳情の案内>請願の案内 (更新日:2025年03月25日 ページID:5138)

D)「請願者は議会(局)と直接やり取りができない」という存在の不確かなルール

生活保護不正にかかる請願は、委員からの訂正依頼があったり、継続審議になったり、その割に直前まで日程が決まらなかったりして⁹、請願者として議会局との連絡を密に行う必要があった。

しかし、議会局職員は「請願者は議会と直接やり取りができない」と説明し、取り合ってもらえなかった。「直接できなければどうしたらいいのか」と尋ねると、「紹介議員を通じてやり取りをすることになっている」との回答。「紹介議員がいない請願の場合、或いは陳情だったら、どうするのか」と重ねて尋ねると、明確な回答はなく、「とにかく紹介議員を通じてやり取りをすることになっている」と繰り返すばかりであった。

「つくば市議会請願条例等を見ても、そのような決まりは見当たらないが、何か内規のようなものがあるのか」と尋ねると、「内規がある」との回答であった¹⁰。

そこで前述の行政文書開示請求と併せて、次の文書について請求を行った。「議会局と請願者のやり取りは紹介議員を介して行わなければならない」「議会局と請願者は直接やり取りしてはいけない」と規定されている文書(法令条例規則内規等全てを含む)。

結果は前述の黒塗り基準と同じく「不開示」、理由も同じく「該当する文書は作成していないため(法令条例規則内規等全てを含む)」であった¹¹。

つまり、「市民に対して、存在しないルールを存在するように説明し、市民の訴えを聞かない口実にした」ということになる。

そしてこの問題のさらに根深いところは、この虚偽説明はこの一職員だけに留まらず他職員(管理職含む)も同様だった(＝組織的だった)、ということである¹²。

福祉部の生活保護問題で、現在刑事告発もされている、県監査への虚偽公文書作成及び口頭での回答も、管理職からの指示があつての、組織的な問題であった。それと全く同じ組織的虚偽が議会局でも行われている、ということである。よりによって、その組織的問題の是正を訴える請願者に対して、である。

以上が、請願事項2・3を求める経緯である。

⁹ その他にも、前述の不適切発言をした一部委員や、秘密会とされたはずの内容を外部に漏らす(しかも請願者の発言を事実とは異なるように歪曲していた)市執行部側の管理職がいたりにしたために、その都度抗議もしなければならず、必要な連絡機会は増えてしまった。なお後者については地方公務員法の守秘義務違反疑いで人事課に抗議中だが調査の進捗連絡は4か月ない。

¹⁰ より具体的には、以下のようなやり取りであった。(請＝請願者、市＝議会局職員)

請：何に基づいてますかね。

市：請願に関しては、紹介議員を介してやるべきというような解釈がありますんで、そこに基づいて…

請：何を解釈しているんですか。

市：それは実務提要ですね。

請：内規みたいなものがあるってことですか。

市：そうですね。

請：それを解釈してるってことは、内規にはそう書いてはないけど、そう読めるところがあるということですね。

市：そのように書いてあるものがありますね。

請：ん？解釈ではなくて、基づくものがある、ということですか。

市：ま、そうですね。ま、その話は前もしたと思うんですけど。

上記の流れからもわかるように、決して請願者が誘導して音を得たわけではない。職員が自主的にそのように発言している。

¹¹ 請願とは、まず日本国憲法第16条で平穩に請願する権利が保証され、請願を理由とした差別は禁止されている。次に請願法で誠実処理義務が定められている。そして地方自治法第124条で地方議会への請願は紹介議員を必要とする。つくば市では、つくば市議会請願条例の他、つくば市議会会議規則に請願に関する定めがあるが、そのいずれにおいても、紹介議員が「連絡係」を努めなければならない旨の記載はない。

そもそも紹介議員は請願を「紹介」する議員であって、それ以上でも以下でもない。共同請願者でもなければ、請願者の代弁をする職員でも、ましては請願者の連絡係では決していない。市民は、自ら選んだ市議会議員が市執行部の独断によってそんな「雑用」をさせられていることを知っているのだろうか。そして、それを許すのだろうか。議会局は「紹介議員を蔑ろにしないため」と説明するが果たしてどちらが議員の扱い方として適切だろうか。またその結果請願権が蔑ろにされているのは言うまでもない。

請願という、ある意味一市民にとっては大きな参政権を行使してみてわかったことだが、つくば市は市民と対話する姿勢があるとはとても思えない。市からの一方通行な発信はいざ知らず、「対話」や「市民の声を聞く」ということは本当に苦手なようだ。

¹² 上記の「その話は前もした」もその証拠である。そして実際に紹介議員を介して伝えられた内容も同様であり、議員に伝えたのはこの職員とは別の管理職である。また、その中で前述の「黒塗り基準が令和7年9月に変わった」の話も出ている。つまり、組織内に何らかの「台本」のような想定問答が共有されているのだろう。

E) 結びに代えて

最後に、一部推測を含む問題点を挙げる。「結局のところ誰が黒塗りを決めているか」について。請願7第4号の受理後、公表が遅かったため確認したところ、「総務部総務課で黒塗り作業をしている」との回答であった。前述の行政文書開示請求で「請願7第4号及び請願7第5号」の「黒塗り決定過程のわかる文書(ロゴチャット、議員とのチャットツール等含む)」も開示請求していたが、やはり「文書不存在」を理由に不開示決定であった。

しかしよく思い出してもらいたい。法的根拠の有無は未だ不明だとしても、市公式HPによれば、請願の非公開を判断するのは議長ただひとりだったはずである。そして黒塗り作業を行ったのは、議会局議会総務課ではなく、総務部総務課である。議長は文書を一切残さず、どのようにして職員へ黒塗り箇所を伝達し指示できたのだろうか。市役所本庁舎6階の議長室から、隣のコミュニティ棟2階の総務部まで出かけて行って、職員のそばにずっとつきっきりで口頭で指示を出していたというのだろうか。その実際を私は見たわけでもないから正解は知らない。だがその光景を想像してもどうも現実味が感じられない。だとすると「文書不存在」が事実ではない(=虚偽)なのか、それとも黒塗りの判断は議長がするということ(=市公式HP)が虚偽なのか。

もしも仮に前者だとすると、情報公開制度そのものを形骸化するような、非常に悪質な虚偽と言える。存在の有無はどこまでも「文書」の話であって、誰かの「都合の良し悪し」の話であってはいけないはずだ。(これは秘密会の理論にも通じる議論だ。)

だが反対にもし仮に後者だとすると、黒塗りの判断は議会ではなく、市執行部側でしていることになり、二代表制が実質的に形骸化してしまっている(=機能していない)ことになる。市議会がきちんと独立して機能できていないということは、(一般論として)首長の独裁を許してしまう危険性が高い(=抑制と均衡が効かない)とも言え、非常に由々しき事態である。しかし残念ながら、そう考えると、生活保護不正問題において第三者による検証(=市執行部の監視は本来議会の機能)を求める請願が繰り返し「没」にされたのも合点がいくでしょう。

真相は果たして。つくば市で機能できていないのは、生活保護と公益通報の他に、情報公開制度なのか、民主主義そのものなのか。市議会(委員会)での議論に期待したい¹³。

私が求めている3点はいずれもつくば市の未来に必ず資するものであると信じている。どうか法を尊重してください。それがきつと誰もが安心して、喜びを持って住み続けられるつくばになる一番の方法だから。弱者が置いていかれ、抽象的な言葉や耳あたりの良い口約束だけが踊る今のままのつくばではいけない。どうか市民のためのつくば市になってください¹⁴。

¹³ これももちろん「市議会は機能できている」ことを前提にする話ではあるが。

¹⁴ 本請願は再びの黒塗りを恐れたため、一部具体性に欠ける記述があったかもしれないことを最後にお詫びしたい。

言論の自由を抑圧することの害とは、このような余波を生んでしまうところにもある。繰り返しになってしまうが、いわゆる萎縮効果である。私だから言葉を変えてでも請願しようと思ったが、中には請願そのものを諦めてしまう人も少なくないはずだ。

ましてや市議会議員に紹介だけでなく、その後の連絡係まで頼まなければいけないなんて、ハードルが高過ぎる。普通の市民はそこまで議員を薦めるにできないものだ。(さて、本請願はどこがどこまで黒塗りになるんでしょうかね。乞うご期待。)

市役所内で問題意識を提起すると「そんなこと言う人、他にいませんよ」といろんな部署から言われたが、正しくは「言える人」が少ないだけで、「思っている人」は案外少ないのだ。

心理的安全性という言葉がある。つくば市役所内でもこの考えがどうか浸透し、心理的安全性が高いと心から言える、心理的安全性の高い職場になってほしいと願う。耳あたりの良い市民の声だけでなく、批判的な厳しい声にも、さらには声なき声にも、きちんと耳を傾けて寄り添える、そして「市民対話」のできる、そんな市役所であってほしい。